⑵　当該事業年度が法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項若しくは第２項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は読替え後の令和２年旧法人税法第59条第１項若しくは第２項（令和２年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第６号様式別表10の「差引控除未済欠損金額等㉗」の欄の金額を記載すること。

⑶　当該事業年度（法人税法第80条第５項若しくは第144条の13第11項又は令和２年旧法人税法第80条第５項に規定する中間期間を含む。）において生じた欠損金額につき法人税法第80条若しくは第144条の13又は令和２年旧法人税法第80条の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額を含めた金額を記載すること。

８　当該事業年度が法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の３の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の４第１項又は令和２年旧法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる令和２年旧政令第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の令和２年旧措置法第66条の11の４第１項の規定の適用を受ける事業年度である場合における「当期控除額④（当該事業年度の③と（②―当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）」の欄の記載に当たっては、次によること。

［⑴　略］

⑵　租税特別措置法第66条の11の４第１項第１号又は令和２年旧措置法第66条の11の４第１項第１号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに第６号様式別表９の２の⑫の欄の金額を含めて記載すること。

第六号様式別表九の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙三十一　挿入］

第６号様式別表９の２記載要領

１　この明細書は、法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の３の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の４第１項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の４第１項の規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表９に併せて提出すること。

［２・３　略］

⑵　当該事業年度において法人税法第59条第１項又は第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けた場合には、第６号様式別表10の「差引控除未済欠損金額等㉗」の欄の金額を記載すること。

⑶　当該事業年度（法人税法第80条第５項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた欠損金額につき同法第80条又は第144条の13の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額を含めた金額を記載すること。

８　当該事業年度が法第72条の23第１項又は第４項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の３第１項又は第２項の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の４第１項の規定の適用を受ける事業年度である場合における「当期控除額④（当該事業年度の③と（②―当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）」の欄の記載に当たっては、次によること。

［⑴　同左］

⑵　租税特別措置法第66条の11の４第１項第１号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに第６号様式別表９の２の⑫の欄の金額を含めて記載すること。

第六号様式別表九の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙三十一　挿入］

第６号様式別表９の２記載要領

１　この明細書は、法第72条の23第１項又は第４項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の３第１項又は第２項の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の４第１項の規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表９に併せて提出すること。

［２・３　同左］